

給水原簿の記入について

- ・ 給水原簿は、設計 2 枚、完成 2 枚の計 4 枚で 1 組になります。
- ・ 整理番号とお客様番号は工事課で記入します。
- ・ 新設・改造・取出・臨時の種別を○で囲むこと。
- ・ 申込年月日（提出年月日）を必ず記入すること。
- ・ 設置場所（給水装置を設置する住所）を必ず記入すること。
- ・ 使用者欄（建物名称、〒、住所、氏名、TEL）を記入する。使用者は実際に水道を利用する人で水道料金を支払う人になります。設計時に決まっていない場合、完成検査までに記入してください。
- ・ 所有者（申込者）欄（〒、住所、氏名、TEL）記入する。法人は、記名押印（代表者本人が自著するときは除く）。法人以外は、本人が自著しないときは押印が必要です。忘れないようにしてください。なお、加入分担金は、所有者（申込者）にかかります。
- ・ 指定給水装置工事事業者欄（指定番号、〒、住所、氏名、TEL）記入します。法人は、記名押印（代表者本人が自著するときは除く）。法人以外は、本人が自著しないときは押印が必要です。
- ・ 給水装置工事主任技術者確約欄（番号、氏名）記入します。本人が自著しないときは主任技術者の押印が必要です。ここは単に記名する欄ではありません。給水原簿の内容や、給水原簿に基づく給水装置工事全般等、すべての事項について責任を持ちますという誓約欄ですので注意してください。
- ・ 工期欄 完成予定日のみ記入して下さい。（着工日は申請時には決まらないため特に記入の必要はありません）
- ・ 事前給水の有無欄 有無のどちらかを○で囲む。予定日を記入する。
- ・ 印欄 工事課が印欄として利用します。（手数料の郵送を希望しない場合、受付に「業者止」と記入する。既設メーター権利があるときは、備考に「既設**mm有り」と記入する。備考はその他必要事項を記入する）
- ・ 用途・階数欄 給水装置設置予定の建物の用途（専用住宅、商店、料理店等）及び階数を記入する。
- ・ 常圧欄 実際に測定した圧力を記入する。（2 階建て以下及び受水槽がある場合は省略できます）

- 分岐口径欄を記入する。(水道メーターが 13 mm、20mm の時は 20mm。25mm の時は 25mm。30～50mm の時は 50mm。75mm の時は 75mm を原則使用します。また、1 つの土地に対して 1 本の引込みとなるため、複数のメーターを必要とするときは異なります)
- 量水器(水道メーター)口径欄を記入します。(右欄の量水器口径計算書により算出し、決定します)
- 水栓数欄を記入します。
- 給水方式欄を記入します。(直結直圧方式または貯水槽方式と記入する。**多治見市では加圧ポンプ使用による直結加圧方式は使用不可です**)
- 水槽容量欄を記入します。(貯水槽がある場合のみ記入)
- 路線名欄を記入します。(取出し工事が伴う道路占用申請書を提出する場合のみ記入)
- 占用許可年月日、使用許可年月日、占用許可番号欄は完成時まで記入します。(設計時にはまだ許可されていないため)
- 量水器欄 工事課ですべて記入します。
- 分担金欄 金額欄は工事課で記入します(申込者の同意により分担金納付書の郵送を希望しない時は業者止めと記入して下さい) **既存欄は給水装置設置場所において、現在もしくは以前に水道が使用されていたかどうか確認の上、有無のどちらかを○で囲み、有の場合はメーター口径も記入すること。**
- 開栓欄 工事課で記入します。
- 位置図欄 地図を貼り付けてください。申請地を**赤書き**して下さい。(欄を大きくしたので別紙位置図は不要です) 著作権等の問題からゼンリン等地図メーカーの地図情報は許可を受けていない限り使用しないこと。
- 量水器口径計算書欄 記入例を参考に作成してください。また、変更があった場合は完成時に変更してください。(原則として原簿に記入ですが、ビル建設等で細かくなりすぎてしまうような時は別紙で提出してください)
- 承諾書欄 他人の給水管から分岐する場合や土地を利用する場合においてこの欄を使用して承諾を取っておきます。(竣工原簿のみにありますが、設計時に承諾を取る必要があります)
- 図面(裏面)平面図、分岐取出図、メーター位置図を記入して下さい。完成時には実測寸法をすべて記入してください。**(メーター位置について、事前に工事課と協議の無いもので、完成検査時に水道メーターの検針を行うことが困難な場所や車両の下になるよ**

うな場所に設置されていた場合、申込者又は使用者の負担で移設を命ずることとなります。そのようなことが無いよう、注意して場所を決めて設置してください。)

その他

- 新築アパート等集合住宅等の建設で給水装置の設置をする場合、給水原簿の提出部数は原則、工事課で管理する各戸に設置のメーター一個数分の給水原簿と取り出しのみ分1部、共同水栓（散水栓）1部となります。（設置工事内容によって変わります）
- 数年前から開発による造成団地（西坂町、滝呂町、脇之島町、小名田町地内他）で、当時のままの甲止水栓からの漏水が数多く見られるようになりました。増改築や新設住宅への給水装置工事を行う場合、申込者や使用者と協議をして古い甲止水栓を撤去し、副栓付止水栓に変えるようにしてください。
- 50mm以上の仕切弁を設置する場合（たとえば集合住宅の取出し等）、旧多治見市内は右開き（左閉）仕様で旧笠原町地内は左開き（右閉）仕様のものを設置すること。図面（裏面）には必ずその仕様等を記入すること。
- 申請書類を提出する前に記入間違いや申込年月日、電話番号、印鑑等の記入漏れが無いように確認を行い、再提出の無いように努めること。